

美幌町パブリックコメント手続き条例に係る 平成26年度の実施状況結果について

- 1 実施件数 13件
- 2 未実施件数 0件

美幌町パブリックコメント手続条例に係る平成26年度の実施状況結果について

1 パブリックコメントの実施状況

No.	案件名(条例・計画等)	提出期間	担当グループ	趣旨・背景	意見結果
1	美幌町債権管理条例(案)	平成26年1月20日～ 平成26年2月19日	財務グループ	「債権管理」とは、債権が発生してから消滅するまでの一連の事務手続を言います。町の財政を健全に保ち町民負担の公平性を確保するために、債権管理を適正に行う必要があります。この間、未納額の縮減と収納率の向上は進んでいるものの、いまだ3億6千万円あまりの未納額があります。「美幌町債権管理条例」を制定することにより、徴収不能な債権などの処理基準を明確にし、適正な債権管理を行うものです。	ご意見はありませんでした
2	美幌町過疎地域自立促進市町村計画(案)	平成26年5月29日～ 平成26年6月17日	財務グループ	過疎地域自立促進特別措置法の一部改正が行われ、人口減少率などの要件を満たすため、平成26年度から美幌町も新たに過疎地域の指定を受けることになりました。地域指定により国の財政上の優遇措置があるため、美幌町過疎地域自立促進市町村計画(案)を作成し、地域の活性化、まちづくりを進めていきます。	3件のご意見がありました ※産業の振興(認証林普及事業・住宅リフォーム促進事業、中心市街地活性化) ※交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進(大正橋長寿命化事業、道路及び歩道整備) ※交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進(通信施設)
3	美幌町新規就農者の育成に関する方針(案)	平成26年9月16日～ 平成26年10月15日	農政グループ	農家戸数及び農業労働力が減少する中、本町の農業農村を持続発展させて行くには、意欲と能力に優れた農業担い手を確保・育成することが重要であり、農家子弟による後継者確保はもとより、農外からも広く農業経営に意欲ある人材を受け入れて行くことが必要となっています。特に農外からの新規就農は多くの課題があることから、新規就農者が円滑に就農を果たし、就農後は安定的・持続的な経営が行えるよう、町及び関係機関・団体が一体となって新規就農の推進を図ることを目的とするものです。	ご意見はありませんでした
4	「子ども・子育て支援新制度」施行に関する関係条例(案)	平成26年10月21日～ 平成26年11月19日	児童支援グループ	質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、平成27年4月にスタートする予定の「子ども・子育て支援新制度」の施行にあたり、町が新たに認可することとなる施設等の設備・運営に関する基準や、給付の対象となることを確認するための運営に関する基準等を定める条例を策定します。	1件のご意見がありました ※運営に関する基準(特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。)

美幌町パブリックコメント手続条例に係る平成26年度の実施状況結果について

No.	案件名(条例・計画等)	提出期間	担当グループ	趣旨・背景	意見結果
5	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第3次一括法)に関する条例制定(案)」	平成26年12月1日～ 平成26年12月30日	保健福祉グループ	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号。『第3次地域主権一括法』)の施行に伴い、介護保険法(平成9年法律第123号)の一部が改正されました。これにより、今まで厚生労働省令等により全国一律に定められていた「地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準」及び「指定地域介護予防支援の事業に関する人員及び運営等の基準」について」、平成27年4月までに地方自治体が条例で定めることとなったものです。	ご意見はありませんでした
6	美幌町自治基本条例の一部を改正する条例(案)	平成26年12月22日～ 平成27年1月23日	まちづくりグループ	従来から地方自治法第2条第4項において、総合計画の基本構想策定は議会の議決事項とされていましたが、平成23年5月の地方自治法の一部を改正する法律により基本構想の法的な策定義務がなくなり、総合計画策定及び議会議決の有無の判断は市町村独自に委ねられる形となりました。町の最上位計画となる総合計画の基本構想は、美幌町の将来における基本的方向を明らかにし、各種の具体的な計画の全てにおいて基本となるものです。このため、基本構想は町全体の総意で策定することの重要性を鑑み、町民の代表である議会の議決は必要かつ重要であることの考えから、美幌町自治基本条例第36条(総合計画)第2項に「行政は、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を経るものとします。」の条文を加えるものです。	ご意見はありませんでした
7	美幌町法令遵守の推進に関する条例(案)	平成26年12月12日～ 平成27年1月16日	総務グループ	自治体職員は、法令を遵守し、公正に職務を執行しなければなりません。しかし、残念なことに自治体職員の不適切な職務の事例は後を絶たず、これを防ぐためにも、法令の遵守及び倫理の保持について、組織的に取り組む体制を整備する必要があります。このような全国的な動向を受けて、本町においても、町政における法令遵守の推進を図り、町民の信託に応える町政を確保するため、公益通報(内部告発)の手続や、外部からの不当要求行為に毅然と対処する体制を整備し、職員の職務の公正かつ誠実な執行に資する措置を講ずるものとして、条例の制定を提案するものです。	ご意見はありませんでした

美幌町パブリックコメント手続条例に係る平成26年度の実施状況結果について

No.	案件名(条例・計画等)	提出期間	担当グループ	趣旨・背景	意見結果
8	美幌町行政手続条例の一部を改正する条例(案)	平成26年12月12日～ 平成27年1月16日	総務グループ	行政処分及び行政指導に関する手続について、国民の権利利益の保護の充実を図るため、平成26年6月に行政手続法が改正されました。その主な内容は次のとおりです。 (1) 行政指導の方式の充実 (2) 是正措置等の行政指導を受けた相手方が、その中止等を求めることができる制度の創設 (3) 法令違反の事実等を知ったときに、誰でも行政機関に対して、是正措置等の行政処分・行政指導を求めることができる制度の創設 これを受けて、美幌町行政手続条例についても、上記改正の趣旨にのっとり、同様の改正をするものです。	ご意見はありませんでした
9	第4期美幌町障がい福祉計画(素案)	平成27年1月9日～ 平成27年2月10日	保健福祉グループ	障害者総合支援法では、市町村は障害福祉計画を策定することが義務付けられており、当町においても第1期から第3期まで策定しているところですが、平成27年度からの第4期美幌町障がい福祉計画を策定するにあたり、国の指針や北海道の障害福祉計画などと整合性を保ちながら、障がいのある人が自立した日常生活を営むことができるように必要な障害福祉サービスや相談支援並びに地域生活支援事業などが計画的に提供されるよう数値目標やサービス量の見込み、これらを確保するための方策を定めたものです。	ご意見はありませんでした
10	第2期美幌町地域福祉計画(案)	平成27年1月9日～ 平成27年2月10日	保健福祉グループ	近年、少子高齢化や貧困の拡大、地域住民の福祉ニーズの多様化により、公的サービスだけでは対応できない状況となり、「社会福祉法」では公的福祉のさらなる充実とともに、「共助」という新たな地域福祉の概念が取り入れられています。また、隣近所との関係が疎遠になり、精神的不安・引きこもり・虐待・DV(ドメスティック・バイオレンス)・高齢者の行方不明・孤立死・自殺等のさまざまな社会問題が起こっています。今後、ますます加速する少子高齢化に対して、町は、地域住民・関係団体・各事業者等と一体となり、それぞれの役割を果たしながら協働して、住み慣れた地域で、安心して生活できるよう支援を継続する必要があります。公共福祉サービスの充実とともに、福祉コミュニティの創出と、助け合いの基盤づくりが重要であるため、社会福祉法に基づき「第2期美幌町地域福祉計画」を策定し、さらなる地域福祉の推進を図ります。	ご意見はありませんでした

美幌町パブリックコメント手続条例に係る平成26年度の実施状況結果について

No.	案件名(条例・計画等)	提出期間	担当グループ	趣旨・背景	意見結果
11	高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画(案)	平成27年1月9日～ 平成27年2月10日	保健福祉グループ	わが国では、総人口が減少を続ける一方で、高齢化は世界に例を見ないスピードで進み、いわゆる団塊の世代が65歳に達する平成27年には高齢者人口が大幅に増加し、さらに、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には国民の約3割が高齢者になると予想されています。美幌町においても高齢化率は年々上昇を続け、平成26年9月末で31.1%、平成27年中には高齢化率が32%を越えて、町民の約3人に1人が高齢者となるものと予想されており、超高齢社会におけるさまざまな問題に対して、的確に対応していく必要があります。「美幌町高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」は、高齢化の進行を踏まえて、美幌町が取り組むべき高齢者の保健福祉施策を明らかにするとともに、介護保険制度の円滑な運営を計画的に実現するために定めるものです。このたび策定する「美幌町高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」は、第5期の取組を承継発展させるとともに、今後、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて構築し、介護保険制度を含めた高齢者保健福祉施策の総合的な推進と円滑な実施を目指すものとします。	ご意見はありませんでした
12	美幌町老人福祉寮廃止案	平成27年1月22日～ 平成27年2月20日	保健福祉グループ	美英福祉寮は、在宅での生活が困難で虚弱な一人暮らしの高齢者の生活援助を行い高齢者福祉の増進を図ることを目的に、定員6名で昭和48年に開設されました。しかし、築後41年が経過し建物の老朽化が著しいため、新たな入所募集は行わず現在は3名の高齢者が入所している状況でありました。また、住み込みの管理人も退所し、今後施設の運営費や修繕費などの費用対効果の面などから、廃止する方向で準備を進めてきました。町では3名の入所者の退所先を確保し、全員が退所することができたことから、平成26年度をもって廃止することで進めて参りたいと考えております。	ご意見はありませんでした
13	美幌町子ども・子育て支援事業計画(素案)	平成27年1月30日～ 平成27年3月2日	児童支援グループ	平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法の規定に基づき、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るため、美幌町子ども・子育て支援事業計画を策定するものです。	ご意見はありませんでした